

平成25年3月26日
第2474号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（119・市町村課）……………1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（120・長寿社会課）……………3
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（121・長寿社会課）……………4
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定（122・長寿社会課）……………4
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（123・長寿社会課）……………4
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（124・長寿社会課）……………5
- 救急病院の認定（125・医務薬事課）……………5
- 地籍調査成果の認証（126・農山村振興課）……………5
- 飼料の試験の結果の概要の公表（127・畜産振興課）……………7
- 河川法による兼用工作物の管理の方法（128・河川砂防課）……………9
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（129・河川砂防課）……………9
- 建築基準法による指定確認検査機関の名称の変更（130・建築住宅課）……………10
- 建設業の許可の取消し（131・秋田地域振興局総務企画部）……………10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（132・平鹿地域振興局建設部）……………10
- 道路の供用開始（133・雄勝地域振興局建設部）……………11

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………12
- 土地改良区連合の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………12
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………12

公安委員会規則

- 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則（2・警務課）……………12

告 示

秋田県告示第119号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

第1第1号を次のように改める。

1 削除

第1第2号の表に次のように加える。

5	五城目町、井川町	平成25年4月1日
---	----------	-----------

第1第5号の表に次のように加える。

5	五城目町、井川町	平成25年4月1日
---	----------	-----------

第1第7号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年10月1日
2	美郷町	平成21年4月1日
3	上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

第1第8号の表に次のように加える。

8	仙北市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第11号を次のように改める。

11 削除

第1第13号の表に次のように加える。

7	男鹿市、湯沢市、潟上市	平成25年4月1日
---	-------------	-----------

第1第19号及び第20号を次のように改める。

19及び20 削除

第1第22号の表に次のように加える。

7	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第24号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成17年10月1日
2	上小阿仁村	平成20年4月1日
3	藤里町、八峰町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成21年4月1日
4	三種町	平成24年4月1日

第1第29号の表に次のように加える。

10	潟上市	平成25年4月1日
----	-----	-----------

第1第30号の表に次のように加える。

10	潟上市	平成25年4月1日
----	-----	-----------

第1第31号の表に次のように加える。

9	男鹿市、潟上市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第32号の表に次のように加える。

9	男鹿市、潟上市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第33号の表に次のように加える。

9	男鹿市、潟上市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第34号の表に次のように加える。

9	男鹿市、潟上市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第35号の表に次のように加える。

9	潟上市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第36号を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成18年4月1日
2	五城目町	平成20年4月1日
3	小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	上小阿仁村	平成24年4月1日
5	三種町	平成24年10月1日

第1第37号を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	藤里町、羽後町	平成18年4月1日
2	五城目町	平成20年4月1日
3	小坂町、八峰町、大潟村、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	上小阿仁村	平成24年4月1日
5	三種町	平成24年10月1日

第1第38号の表に次のように加える。

6	男鹿市、潟上市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第41号の表に次のように加える。

9	潟上市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第46号の表に次のように加える。

11	北秋田市	平成25年4月1日
----	------	-----------

第1第47号の表に次のように加える。

10	北秋田市	平成25年4月1日
----	------	-----------

第1第48号の表に次のように加える。

10	由利本荘市、三種町	平成25年4月1日
----	-----------	-----------

第1第50号の表に次のように加える。

11	三種町	平成25年4月1日
----	-----	-----------

第1第51号の表に次のように加える。

12	上小阿仁村	平成25年4月1日
----	-------	-----------

第1第54号の表に次のように加える。

6	由利本荘市	平成25年4月1日
---	-------	-----------

第1第56号の表に次のように加える。

7	男鹿市、潟上市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第57号の表に次のように加える。

7	男鹿市、潟上市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第58号の表に次のように加える。

8	男鹿市、仙北市	平成25年4月1日
---	---------	-----------

第1第62号の次に次のように加える。

62の2 条例別表第62の3に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市	平成25年4月1日

第1第68号の表に次のように加える。

5	由利本荘市	平成25年4月1日
---	-------	-----------

第1第70号の表に次のように加える。

9	井川町	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第77号の表に次のように加える。

6	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第80号の表に次のように加える。

5	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第83号の表に次のように加える。

5	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第84号の表に次のように加える。

5	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第85号の表に次のように加える。

7	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第86号の表に次のように加える。

7	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第87号の表に次のように加える。

9	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第88号の表に次のように加える。

9	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第1第89号の表に次のように加える。

9	男鹿市	平成25年4月1日
---	-----	-----------

第2第26号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
町村	平成19年11月30日

秋田県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

(通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721712	J A こまちデイサービス夢こまちほのか	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組合	平成25年3月1日

(福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721738	J A こまち福祉レンタルサービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組合	平成25年3月1日

(特定福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721738	J A こまち福祉レンタルサービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組合	平成25年3月1日

秋田県告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(居宅介護支援)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570421727	居宅介護支援センターひまわり	大館市有浦四丁目3番地41号サンライフ有浦101号室	株式会社フィール・ライフ	平成25年3月1日

秋田県告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防通所介護)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721712	J A こまちデイサービス夢こまちほのか	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組合	平成25年3月1日

(介護予防福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721738	J A こまち福祉レンタルサービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組合	平成25年3月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
0570721738	J A こまち福祉レンタルサービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組合	平成25年3月1日

秋田県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570710293	J A こまち訪問介護サービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組合	平成25年2月28日

(特定福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570710293	J A こまち訪問介護 サービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組 合	平成25年2月28日

秋田県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定に基づき、公示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(介護予防福祉用具貸与)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570710293	J A こまち訪問介護 サービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組 合	平成25年2月28日

(特定介護予防福祉用具販売)

介護保険事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
0570710293	J A こまち訪問介護 サービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番1	こまち農業協同組 合	平成25年2月28日

秋田県告示第125号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16-29	平成28年3月31日
平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口3番1	平成28年3月31日

秋田県告示第126号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市安本の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度及び平成24年度
0.25平方キロメートル
- (5) 認証年月日

平成25年3月11日

- 2(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市増田町亀田の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度及び平成24年度
0.19平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日
- 3(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市平鹿町中吉田の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度及び平成24年度
0.40平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日
- 4(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市雄物川町沼館の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度及び平成24年度
0.57平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日
- 5(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市十文字町腕越の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度及び平成24年度
0.11平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日
- 6(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市山内南郷の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度及び平成24年度

- 0.19平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日
- 7(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市雄物川町大沢の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成23年度及び平成24年度
0.48平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日
- 8(1) 調査を行った者の名称
横手市
- (2) 成果の名称
横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
横手市大森町の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成24年度
0.12平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日
- 9(1) 調査を行った者の名称
羽後町
- (2) 成果の名称
羽後町の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
羽後町杉宮、貝沢の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度及び平成22年度
0.22平方キロメートル
- (5) 認証年月日
平成25年3月11日

秋田県告示第127号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第2項の規定により平成24年7月及び8月に収去した飼料の試験結果の概要を、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	飼料の種類	製造(輸入)年月	試験結果の概要											違反の内容	
					粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプシン消化率 (%)	TDN (%)	ME (kcal/kg)		その他検査
北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	湯沢市JAこまち東部資材店	くみあい配合飼料かあ-チャン10	肉牛繁殖用配合飼料	24年7月	(以上) 17.2	(以上) 3.5	(以下) 5.7	(以下) 7.6	(以上) 0.88	(以上) 0.95	-	-	-	-	-	-	無

北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	湯沢市JAこまち 東部資材店	くみあい配合飼料 たまご工房	成鶏飼育用配合飼料	24年8月	(17.0) 17.9	(3.0) 4.8	(5.0) 2.8	(15.0) 11.6	(3.00) 3.90	(0.45) 0.59	-	-	-	-	-	-	無
同上	湯沢市JAこまち 高瀬資材店	くみあい配合飼料 かあ-チャン10	肉牛繁殖用配合飼料	24年8月	(16.0) 16.1	(2.0) 3.8	(10.0) 5.7	(10.0) 7.7	(0.80) 0.90	(0.60) 0.95	-	-	-	-	-	-	無
北日本くみあい飼料(株)八戸工場青森県八戸市	横手市全農物流(株) 十文字事業所	くみあい配合飼料 秋田比内地鶏完熟	ブロイラー肥育後期用配合飼料	24年8月	(16.0) 17.5	(2.0) 4.6	(6.0) 4.1	(9.0) 4.9	(0.75) 0.92	(0.55) 0.72	-	-	-	-	-	-	無
北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	同上	くみあい配合飼料 ニューアクティブ	子豚育成用配合飼料	24年8月	(16.0) 17.6	(3.0) 6.0	(4.0) 3.9	(8.0) 5.1	(0.55) 0.79	(0.35) 0.69	-	-	-	-	-	-	無
清水港飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	横手市北日本物産(株)	和牛肥育用飼料 ばく麦	肉用牛肥育用配合飼料	24年8月	(12.5) 12.9	(2.0) 2.8	(9.0) 4.7	(9.0) 3.4	(0.10) 0.35	(0.10) 0.53	-	-	-	-	-	-	無
協同飼料(株)鹿島工場茨城県神栖市	同上	協同飼料 カーフマンナ入りマンナステップS	幼令肉用牛育成用及び若令牛育成用配合飼料	24年8月	(17.0) 18.1	(2.0) 2.8	(10.0) 5.7	(10.0) 5.6	(0.60) 0.72	(0.40) 0.67	-	-	-	-	-	-	無
北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	仙北市JA秋田おばこ角館営農センター	くみあい配合飼料 大胃丈夫08	若令牛育成用・肉牛繁殖用配合飼料	24年8月	(16.0) 17.1	(1.5) 3.3	(15.0) 8.6	(10.0) 6.8	(0.80) 0.91	(0.30) 0.60	-	-	-	-	-	-	無
北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	同上	くみあい配合飼料 肉用牛やまと72	肉用牛肥育用配合飼料	24年8月	(12.0) 13.9	(2.0) 4.1	(10.0) 5.1	(10.0) 6.1	(0.60) 0.72	(0.35) 0.80	-	-	-	-	-	-	無

※上段 () 内数字は業者表示値

安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
北日本くみあい飼料(株)石巻工場宮城県石巻市	湯沢市JAこまち 東部資材店	肉牛繁殖用配合飼料	くみあい配合飼料 かあ-チャン10	24年7月	有害重金属-カドミウム、鉛 動物性飼料-肉骨粉	無
同上	同上	成鶏飼育用配合飼料	くみあい配合飼料 たまご工房	24年8月	有害重金属-カドミウム、鉛	無
同上	湯沢市JAこまち 高瀬資材店	肉牛繁殖用配合飼料	くみあい配合飼料 かあ-チャン10	24年8月	有害重金属-カドミウム、鉛 動物性飼料-肉骨粉	無

北日本くみあい 飼料(株) 八戸工場 青森県八戸市	横手市 全農物流(株) 十文字事業所	ブロイラー 肥育後期用 配合飼料	くみあい配合 飼料 秋田比内地鶏 完熟	24年8 月	有害重金属－カドミウ ム、鉛	無
北日本くみあい 飼料(株) 石巻工場 宮城県石巻市	同上	子豚育成用 配合飼料	くみあい配合 飼料 ニューアク ティブB	24年8 月	有害重金属－カドミウ ム、鉛	無
清水港飼料(株)石 巻工場 宮城 県石巻市	横手市 北日本物産(株)	肉用牛肥育 用 配合飼料	和牛肥育用飼 料ばく麦	24年8 月	有害重金属－カドミウ ム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無
協同飼料(株) 鹿島工場 茨城県神栖市	同上	幼令肉用牛 育成用及び 若令牛育成 用配合飼料	協同飼料 カーフマンナ 入り マンナステッ プS	24年8 月	有害重金属－カドミウ ム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無
北日本くみあい 飼料(株) 石巻工場 宮城県石巻市	仙北市 J A 秋田おば こ 角館営農セン ター	若令牛育成 用・肉牛繁 殖用配合飼 料	くみあい配合 飼料 大胃丈夫08	24年8 月	有害重金属－カドミウ ム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無
北日本くみあい 飼料(株) 石巻工場 宮城県石巻市	同上	肉用牛肥育 用 配合飼料	くみあい配合 飼料 肉用牛やまと 72	24年8 月	有害重金属－カドミウ ム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無

秋田県告示第128号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設部河川砂防課及び雄勝地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称
一級河川 雄物川水系姉倉沢川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
湯沢市字黄金原5番2地先から同市字黄金原15番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
 - (1) 氏名 道路管理者 湯沢市長
 - (2) 住所 湯沢市佐竹町1番1号
 - (3) 代表者の氏名 湯沢市長 齋 藤 光 喜
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成25年3月26日から道路の存続する日まで

秋田県告示第129号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
陣場2号	鹿角市花輪字案内	1番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、2番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、2番6の一部(次の図に示す部分に限る。)、2番7の一部(次の図に示す部分に限る。)、2番11の一部(次の図に示す部分に限る。)、2番12の一部(次の図に示す部分に限る。)
	鹿角市花輪字古館	35番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、35番2、35番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、35番4、35番5、35番6、36番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、36番2の一部(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び鹿角地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第130号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第2項の規定により、次の指定確認検査機関から名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	変 更 後	変 更 前
		公益財団法人秋田市総合振興公社
変更しようとする年月日	平成25年4月1日	

秋田県告示第131号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年3月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社南部建設興業
秋田市飯島字砂田26番地11
取締役 鈴木 次 男
秋田県知事許可(般-22)第9715号
- 3 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年3月15日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第132号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
横手市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和58年秋田県告示第706号

横手都市計画下水道事業 横手市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年9月14日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和58年秋田県告示第706号、平成元年秋田県告示第631号、第638号、第713号、平成2年秋田県告示第240号、平成6年秋田県告示第131号、第188号、平成7年秋田県告示第267号、平成8年秋田県告示第202号、平成9年秋田県告示第303号、平成10年秋田県告示第188号、第285号、平成12年秋田県告示第639号、平成13年秋田県告示第237号、第258号、平成15年秋田県告示第641号、平成16年秋田県告示第395号、及び平成17年秋田県告示第245号、及び平成18年秋田県告示第212号、第213号、第214号、第215号の事業地に下記の事業地を「追加」及び「変更」する。

ア 追加する事業地

秋田県横手市睦成字足駄疇、静町字長田及び字鶴田、八幡字下鶴田、字下長田及び上長田、三本柳字街道下、字村尻、字沼頭、字北ノ町、字縄手下、字家間及び字寺田、赤坂字伏山、横手町字六ノ口及び五ノ口、大沢字山下、平鹿町醍醐字城廻、字馬鞍、字亀井沢、字久田、字平林、字町尻、字三嶋、字宮東、字阿弥陀田、字宮西、字道中、字太茂田、字道中後、字鱈田、字四ツ屋、字大橋、字下油川、字狐淵、字上狐淵、字油川、字上油川、字醍醐、字石成、字街道上、字街道下、字下籠田西、字上醍醐、字醍醐東、字宿尻、字下醍醐、字醍醐北、字掬下、字中道上、字上沖野、字南下村及び字下村、平鹿町浅舞字加羽、字沼下及び字新平川、平鹿町下鍋倉字二本松、平鹿町中吉田字竹原、字年子狐、字清水ノ上、字上藤根、字古新辺谷地、字中谷地、字中清水、字中清水上、字大柳、字一杯清水、字下藤根西、字下藤根、字中藤根下、字家ノ前、字石塚、字家ノ後、字東川端、字田ノ植及び字古城、平鹿町上吉田字角掛、字西小路東、字五十田後、字吉田、字田ノ植、字大道、字館尻、字吉田東及び字五十田、十文字町上鍋倉字家後、字富沢、字大関合及び字清水田、十文字町十五野新田字十五野、字堂ノ後、字段ノ下及び字富沢屋布上、増田町増田字北門、大雄字福島南、字新町北、字野中、字東高津野、字新町東、字新町西、字高津野、字田村、字新町、字新町南、字柏木南、字折橋、字大森道北、字中野、字耳取、字傾城塚、字傾城塚南、字折橋南、字耳取西、字乘阿気下、字乘阿気、字向田、字大慈寺谷地、字大慈寺前、字東中島、字西中島、字山王、字東阿気、字宮小路、字阿気、字鶴巻田、字江原、字中館合、字南阿気、字西館合、字木戸口、字六町東、字六町、字土井尻、字藤巻、字平柳、字田町、字下田町、字桜森、字東桜森、字石持前、字石持、字樋脇、字三村、字大関、字本庄道下、字三村東、字狐塚、字一ノ関東、字本庄道北堰間、字四ツ屋西、字四ツ屋、字精兵西、字精兵村、字田根森、字根田谷地南、字根田谷地西、字四ツ屋東、字田根森東、字上田村東、字上田村西、字上田村、字文蔵開、字八柏谷地、字八柏釜蓋、字八柏家間、字上堰東及び字万貝、雄物川町薄井字大中島、字下開、字家後、字抱合、字丸子沼、字新城、字下小出、字薄井、字上薄井、字田中、字鳥屋場、字小出、字西船沼、字下船沼、字船沼東及び字船沼、雄物川町沼館字八卦、字下八卦、字宮ノ目、字通し下田、字下川原、字稲荷前、字高畑、字沼館、字千刈田、字昼飯塚、字佐田、字小谷地及び字中島、雄物川今宿字下谷地、字棒突、字今宿、字出向、字鳴田、字西ノ在家、字前田面、字高花及び字猫袋、雄物川町東里字東里北、字松木、字立野、字東里東、字東里西、字東里、字相川野、字水尻、字釘貫、字水里、字東槻、字内配蒔、字十三塚及び字回館、雄物川町造山字十足馬場、字栗林、字広田面、字社ノ前、字造山、字南田及び字蝦夷塚、雄物川町南形字叶川

イ 変更する事業地

秋田県横手市三本柳字街道上、赤坂字大道添、字上喜連森、字大道向及び字上後野、横手町字四ノ口、字三ノ口及び大関越、八幡字上鶴田、字長者町及び字石町、安田字馬場及び字ブンナ沢、安田原町、松原町、上内町、平鹿町浅舞字十五野南、字十五野北、字道川南、字一関向、字道川北、字中東、字荒小屋東、字横手街道北、字諏訪野、字返諏訪、字千刈田、字館廻、字六日町後、字新堀及び字林崎、平鹿町下鍋倉字関根小屋、十文字町上鍋倉字掬下中道添、十文字町十五野新田字増田道東、十文字町字西下及び字西上、十文字町仁井田字段ノ下、字東、字八萩、字杉ノ下、字大道西及び字家後、増田町増田字福嶋道東、字田町、字町東、字新町、字若松、字館花、字関ノ口、字下川原、字月山、字伊勢堂南、字仁井田堰向、字伊勢堂、字一本柳西

(2) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	398号	雄勝郡羽後町字稲荷1番地先から字蛇喰10番2まで

2 供用開始の期日 平成25年3月28日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月26日から同年4月8日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町浜口土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本百川字夏張72の1番地

武 藤 昭 一

2 就任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本百川字夏張59の1番地

佐 藤 好 節

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山城水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

公 安 委 員 会 規 則

秋田県公安委員会規則第二号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和三十一年秋田県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「51」を「50」に、「87」を「88」に、「157」を「149」に、「137」を「118」に、「202」を「229」に、「77」を「76」に、「208」を「207」に、「406」を「404」に、「609」を「618」に、「1,327」を「1,332」に、「78」を「77」に、「365」を「356」に、「543」を「522」に、「811」を「847」に、「1,961」を「1,966」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）